

大学のスポーツ資源を活用した地域活性化拠点形成・スポーツアドミニストレーター配置支援事業 審査基準

I 採択案件の決定方法

提案された企画について審査を行い、予算の範囲内で得点が高いものについて採択案件に決定する。

II 審査方法

受託を希望する団体から提出された企画提案書等に基づき、スポーツ庁に設置された技術審査委員会において、タイプAに応募する大学とタイプBに応募する大学ごとに分けて、書類選考を実施する。また、必要に応じて審査期間中に提案の詳細に関する追加資料の提出を求めることがある。

III 評価方法

評価は、企画提案ごとにそれぞれ「絶対評価」にて行うものとする。技術審査委員会の各委員は、下記の各評価項目毎に評価基準による5段階評価等を行い、各々評価した結果の合計を平均したものを当該提案者の得点とする。ただし、下記の評価項目評価項目2-(2)は、タイプBへの応募大学に、適用しないものとする。

なお、得点が60点に満たない場合は不合格とする。

【評価項目】

1 事業実施主体に関する評価

- (1) 事業実施・事業管理に必要な人員・組織体制が整っていること。
- (2) 事業を円滑に遂行するために、実施体制に工夫がなされていること。
- (3) 事業を適切に遂行するために必要な実績・ノウハウ等を有していること。
- (4) 事業を実施するための適切な財政基盤、経理能力を有していること。

2 事業内容に関する評価

- (1) 事業の趣旨・目的において、大学スポーツの振興を持続的に推進していく姿勢が明確となっており、かつ、大学におけるスポーツ分野の取組の戦略的な推進に資するものとなっていること。
- (2) スポーツ分野の統括業務の実施や大学スポーツアドミニストレーターの配置により、当該大学のスポーツ分野の取組を戦略的に取り組むために必要な体制や組織が整備される又はより充実されること(※)
- (3) 大学スポーツに係るこれまでの国の施策の内容を適切に理解し、整合性のとれた内容となっていること。
- (4) 事業の内容について先進性や独自性がみられるなど、今後全国の大学の模範となるべき事業が提案されていること。
- (5) 地域スポーツコミッショ等の組織・団体と連携した取り組みや、自治体と連携して「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づくスポーツ・健康まちづくり等の取り組みを推進した内容となっていること。
- (6) 事業の内容・方法・スケジュール等が具体性、適正性、合理性に優れていること。

(7) 事業の成果を高めるために効果的な工夫がなされていること。

(8) 提案内容に対して、妥当な経費が示されていること。

※評価項目（2）は、タイプB応募大学には適用しない。

3 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有していること。

【評価基準】

1 「1 事業実施主体に関する評価」及び「2 事業内容に関する評価」に係る評価基準

以下の評価基準により5段階評価を行う。

大変優れている = 5点 (10点)	優れている = 4点 (8点)
普通 = 3点 (6点)	やや劣っている = 2点 (4点)
劣っている = 1点 (2点)	

※ () 内は重点評価項目の得点

2 「3 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」に係る評価基準

以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。

認定等※	配点
認定段階1 (労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。)	1. 2点
認定段階2 (労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。)	2. 4点
認定段階3	3. 6点
プラチナえるぼし認定企業	5. 0点
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定）等	0. 8点
次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナ認定企業）	1. 6点 2. 4点 3. 2点
青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定	3. 2点
上記に該当する認定等を有しない	0点

※ 複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行うものとする。

別 表

評価項目	点数	評価基準				
		大変優れている	優れている	普通	やや劣っている	劣っている
1－(1)	5	5	4	3	2	1
1－(2)	5	5	4	3	2	1
1－(3)	5	5	4	3	2	1
1－(4)	5	5	4	3	2	1
2－(1)	10	10	8	6	4	2
2－(2) ※	10	10	8	6	4	2
2－(3)	10	10	8	6	4	2
2－(4)	10	10	8	6	4	2
2－(5)	10	10	8	6	4	2
2－(6)	10	10	8	6	4	2
2－(7)	10	10	8	6	4	2
2－(8)	5	5	4	3	2	1
3	5	以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。				

		○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定）等				
		・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。） = 1. 2点				
		・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。） = 2. 4点				
		・認定段階3 = 3. 6点				
		・プラチナえるぼし認定企業 = 5点				
		・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ） = 0. 8点				
		○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナ認定企業）				
		・旧くるみん認定 = 1. 6点				
		・新くるみん認定 = 2. 4点				
		・プラチナくるみん認定 = 3. 2点				
		○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定				
		・ユースエール認定 = 3. 2点				
		○上記に該当する認定等を有しない = 0点				
		※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。				

※ 評価項目2－(2)は、タイプB応募大学には適用しない。